

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

～突然、身に覚えのない支払い請求が届いたら…～

### ＜相談内容＞

突然、携帯電話に出会い系サイトの退会手続きの案内メールが入った。読むと「至急連絡願う。退会の手続きを取らないと年会費6万円を支払うことになる。退会の手続きは3日以内」と書いてあり驚いた。さらに自分の住所や名前といった、詳細な個人情報まで掲載されていた。私は、記載された会に入った覚えはないが、どうも気味が悪いので、書いてある業者に問い合わせたいのだが、どうだろうか？



### ＜アドバイス＞

利用した覚えがないのであれば、それは架空の請求と考えられます。

不審に思って問い合わせたりすると、新たなトラブル（金銭の「請求」・「再請求」）に巻き込まれる原因となり危険です。（相手の目的は、主に連絡を取らせることにより、金銭を要求することです。）

連絡せず、無視するのが一番です。もちろん、利用した覚えのない料金を支払う必要もありません。

こうした、メールやハガキの中には、「自宅まで訪問する」「民事訴訟最終告知」といった文句が並びますが、単なる脅しです。中には「裁判所 (!?)」と称する郵便物やメールが届くことがあります。

万一、「裁判所の文書」が届いた場合は、慌てずに、記載の「機関」の連絡先を信用せず（繰り返しますが、直接連絡は危険です）、正確な裁判所の連絡先を電話帳等で調べて、裁判所に正式な文書かどうかを確認してください。（裁判所の連絡が、ハガキやメールで送られることはありません。）

不安に思えば、最寄りの消費相談窓口に相談してください。何度も連絡がある場合は、着信拒否の自衛手段も有効です。脅迫的な言葉で「請求」することがあれば、最寄りの警察署にも相談を。

## 情報ファイル

～思わぬ高額請求が：パケット料金にご注意ください～



携帯電話のパケット定額制を契約していたのに、パソコンに接続を行ったため、思わぬ高額な請求を受けたといった相談が寄せられています。

●「パケット料金」とは 携帯電話やPHS端末からウェブサイトを閲覧・ダウンロードしたり、メールの送受信にかかる料金のことです。その時データを複数の「パケット（小包）」に分割して伝送することからパケット料金と呼ばれています。

言い換えれば、利用した情報の量（注：通話時間ではない）の代金が「パケット料金」です。

●パケット料金が高額となる理由 必ずしも、使用者側に非があるとは言えないようです。それは、携帯電話会社等がパケット料金について十分説明していないため、消費者が内容を理解していない場合やパケット定額制でも対象外の説明が十分なされていない場合もあるからです。

＜アドバイス＞ ①携帯電話等の契約のときは、料金プランなどの説明を十分受けましょう。また、パケット定額制の対象外があるかどうかについても確認しましょう。（パソコンの接続等）  
②ゲーム・音楽のダウンロードや写真のメール送信は情報の容量（=パケット数）が大きくなります。  
③こまめに料金のチェックを！（便利ですが、お金がかかることをお忘れなく）

# 5月は消費者月間です

## 平成19年度統一テーマ

### 「みんなで築こう 身近な安全・安心」

月間中は、消費生活に関する行事が各地で開催されます。ご参加ください。

#### ○消費者月間関連行事(開催日順)

| 日時                        | 場所                               | 内容   | 問合せ先                                   |
|---------------------------|----------------------------------|--|--|
| 5月17日(木)<br>14:30-15:45   | 尾道市<br>総合福祉センター                  | 講演:「身近な製品に潜む危険(仮題)」<br>独立行政法人製品評価技術基盤機構<br>中国支所長 山口志郎氏                                       | 尾道市産業部商工課<br>(0848)25-7182             |
| 5月18日(金)<br>～<br>5月19日(土) | 広島市<br>シャレオ中央広場<br>ほか            | 街頭啓発活動(11:00-11:45)<br>展示:「第41回消費生活展」<br>消費者のつどい 展示コーナー、ステージ<br>「みんなで築こう 身近な安心・安全」           | 広島市消費生活<br>センター<br>(082)225-3329       |
| 5月19日(土)<br>13:30-15:00   | 三次市<br>みよしまちづくり<br>センター          | 講演:「ケータイ安全教室」<br><br>NTTドコモ中国 中村考宏氏  | 三次市市民生活部<br>ひとつづくり推進室<br>(0824)62-6222 |
| 5月20日(日)<br>10:00-14:00   | 呉市<br>蔵本通り 中央図書館前<br>芸術の広場,集いの広場 | 楽市(フリーマーケット)<br>主催:楽市実行委員会(呉市消費者協会)<br>※雨天時は、5/27(日)に延期                                      | 呉市市民部<br>市民生活課<br>(0823)25-3222        |
| 5月22日(火)<br>14:00-15:30   | 東広島市<br>中央公民館                    | 講演:「くらしの危険」<br>独立行政法人製品評価技術基盤機構<br>中国支所長 山口志郎氏   | 東広島市生活環境部<br>市民生活課<br>(082)420-0924    |
| 5月28日(月)<br>14:00-16:00   | 三原市<br>リージョンプラザ                  | 「みんなで築こう 身近な安心・安全」<br>講演1:「よくわかる食品表示」<br>中国四国農政局広島農政事務所から講師<br>講演2:「住まいの安全対策」<br>松下電工(株)から講師 | 三原市経済部<br>商工振興課<br>(0848)67-6072       |
| 5月30日(水)<br>13:30-15:00   | 竹原市<br>勤労青少年ホーム                  | 講演:「くらしの中の身近な生活用<br>品の正しい使い方について」<br>独立行政法人製品評価技術基盤機構<br>中国支所長 山口志郎氏                         | 竹原市建設産業部<br>産業文化課<br>(0846)22-7745     |

(注:掲載情報は平成19年4月25日現在、広島県生活センター(消費生活室)で把握している情報です。

他にも関連行事があります。お住まいの市町にお問い合わせください。)

**広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)**

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

TEL 082-513-2731